

## 議案第 63 号

### 北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 8 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の 1 条を加える。

（平成 23 年度分の個人の市民税の課税の特例）

第 22 条 平成 23 年度分の個人の市民税に係る第 31 条第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 31 条第 1 項中「3,000 円」とあるのは「2,700 円」と、第 34 条の 3 第 1 項中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 5.4」とする。

### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。